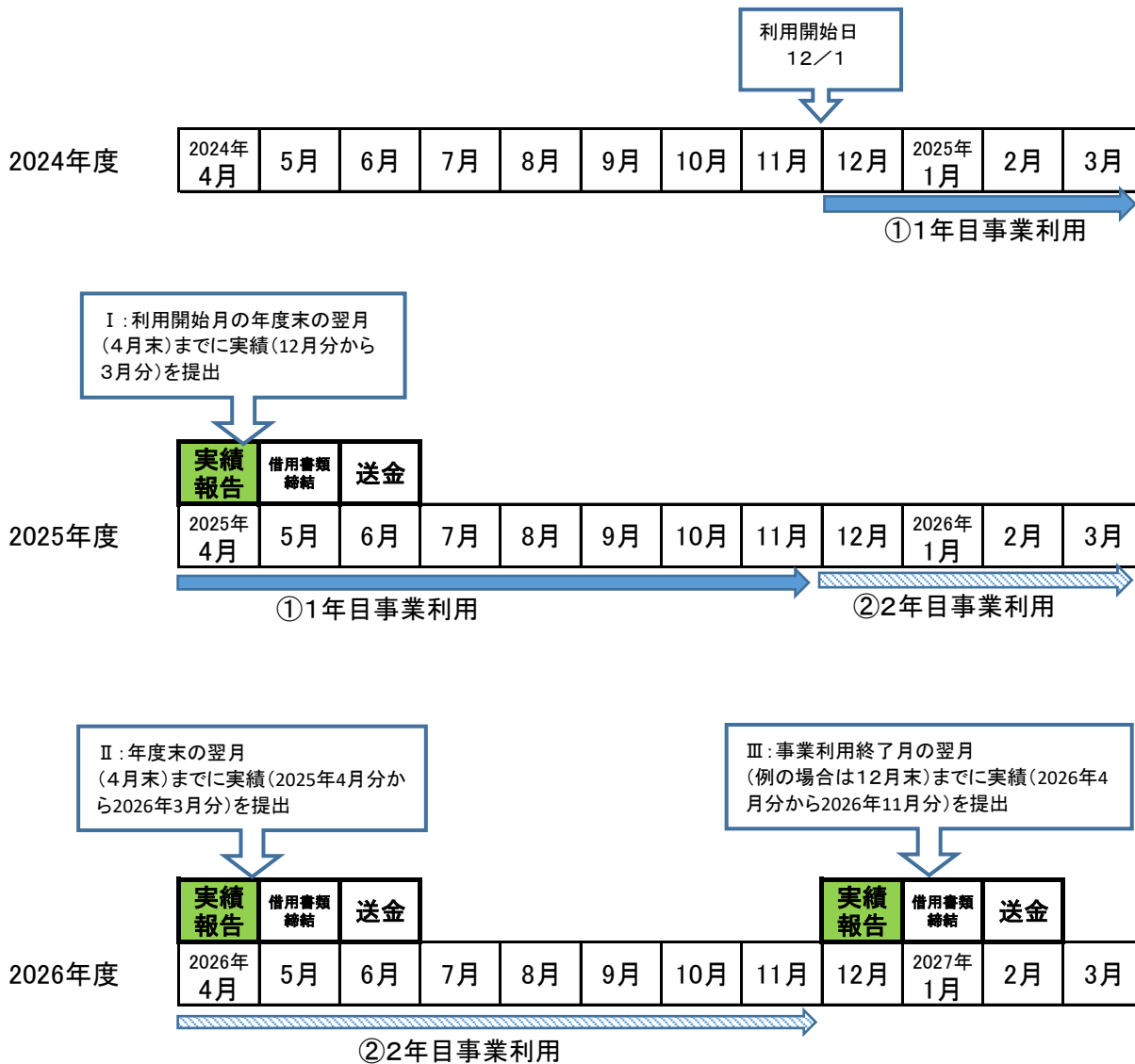


# こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

## ～貸付決定後、実績報告と送金の時期について～

- ・事業利用と、返還免除となる従事期間は同期間となります。
- ・送金は年度ごとになります。

例) 2024年12月1日から支援事業を利用した場合



### ※実績報告と送金について

年度ごとに利用月数分の実績報告書等を借受人から県社協に提出

↓

県社協より、借入金等を借受人に送付

↓

借受人が記入後、県社協へ提出

↓

借入書を県社協が受理した月の翌月に送金